

人事院は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）に基づき、人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一―七二―一

人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された

博覧会協会への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後

(派遣除外職員)

第三条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇九 (略)

(削る)

十・十一 (略)

改正前

(派遣除外職員)

第三条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇九 (略)

十 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣されている職員

十一・十二 (略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。